

電子マニフェストの明日を語る

JWセンターでは、電子マニフェストシステムの利便性向上を図りつつ普及促進を着実に進めるとともに、平成30年を「電子マニフェストデータ利活用元年」と位置づけ、収集される膨大なデータの有効な利活用方法を検討しています。

業界別に排出企業と受託先処理業者のご担当者にご出席いただき、今後の普及促進や電子マニフェスト情報の利活用等をテーマに、連続して座談会を開催いたします。

今回は、建設業と受託先処理業者のご担当者様にお集まりいただきました。

その模様を紹介いたします(平成30年5月30日開催)。

野添 道広 (株)熊谷組 安全品質環境本部 品質環境推進部 担当 副部長			大出 岳司 高俊興業(株) 経理部 帳票管理グループ グループ長
	名知 洋子 清水建設(株) 安全環境本部環境部 課長	森野 孝弘 大栄環境(株) 経営管理部 システム課 担当副部長	
	大竹 利幸 前田建設工業(株) CSR・環境部 シニアマネージャー	(オブザーバー) 大塚 健護 大栄環境(株) 総務部 総務担当副部長	

JWセンター 関 理事長、麻戸 理事、葛西 電子マニフェストセンター長
 中川 情報サービス部長、鶴島 情報サービス部企画室長

事務局：本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、座談会『電子マニフェストの明日を語る』を開催します。開催にあたりまして、JWセンター理事長の関より、ごあいさつを申し上げます。

関理事長：おはようございます。本日ご参加いただきました建設業界及び処理業界の皆さまには、電子マニフェストに



関理事長

当初から先導的に取り組んでいただいております。现阶段でも、業界別に見ますと、電子マニフェストの普及が最も進んでいるのが建設業界です。これから、主要業界ごとに電子マニフェストの将来についての座談

会を連続して開催したいと考えており、初回に皆さまにお集まりいただいた次第です。

電子マニフェスト制度は、20年前にできました。7月には、私どもが廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で情報処理センターに指定されて20周年になります。当初の10年近くは、IT技術の普及途上で通信回線も良くない、知名度もない、システムも不具合が多発するといった、とても苦しい時代で、事業としても赤字続きでした。しかし、直近の10年間ほどは利用も次第に進み、システムも紆余曲折はあったものの大きな不具合もなく、順調に推移してきたと思います。おかげさまで、平成29年度の電子化率は53%に達し、マニフェストの過半が電子で登録される時代を迎えました。当初の頃からは、想像がつかない状況になっており

ます。

電子Manifestoセンターを運営する私ども JW センターの今後の課題は、大きく二つあると思っています。一つは、さらなる普及を進めるということです。今、パブリックコメントにかかっている第四次循環型社会形成推進基本計画の中でも、環境省は 2022 年度の普及目標を 70%としています。多くの事業者の方に利用していただくように、私どももサポート体制を充実していきたいと思っています。

二つ目は、膨大な電子Manifestoデータを排出事業者、処理業者、自治体、国などの関係者に還元し、役立てていただくことが重要だと考えております。JW センターでは、今年を「電子Manifestoデータ活用元年」と定めて体制を強化しました。ビッグデータである電子Manifestoデータを、私どもがどのように一次加工すれば、関連の皆さまに有効に使っていただけるかを考えています。廃棄物あるいは循環資源が、いつ、どれだけ、どのように移動しているかを示すデータは、循環型社会の形成を推進するうえで重要な基礎情報であり、いわば宝の山なので、その利活用を推進してまいります。

本日は、電子Manifestoに先導的に取り組まれている皆さまに、今後のさらなる普及、そして蓄積されたデータをどのように活用することが有効なのか、どのような可能性があるかなどについて、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

<事務局： 電子Manifestoの利用状況について説明(略)>

鶴島：それでは、座談会に入りたいと思います。本日のテーマとしては、三つご用意させていただいております。一つ目は各社電子Manifesto導入の効果、課題等です。また、導入の契機、導入時のご苦労したところなども伺いできればと思っています。二つ目は、電子Manifesto情報の利活用状況です。自社システムに限らず、ASP (Application Service Provider：ネットワーク経由によってアプリケーションソフト等のサービス(機能・環境)を提供する事業者)の機能などを使用し、データを便利に使っていることがあるか

と思います。三つ目は今後の展望と電子Manifestoに対する要望というところです。電子Manifestoの機能や JW センターに対するご意見・ご要望を忌憚なくお聞かせいただければと考えております。

では、まず一つ目の各社電子Manifesto導入の効果、課題等について、大竹様から順番にお伺いいたします。

テーマ1 電子Manifesto導入の効果、課題

～遠隔承認による業務の簡素化。 地方の普及率向上の検討～



大竹氏：電子Manifestoの本格導入は平成 15 年で、環境省のモデル事業に参画したタイミングになります。弊社自体が紙Manifestoの電子化を済ませ、今後の電子化に向けて検討・試行を始めていたということがあります。

もう一つ、グループ会社で、店舗の修繕事業をしている会社があります。小口のリテール事業をしているので、非常に細かいごみが出ます。これを現場ごとにわれわれがその都度立会い、収集運搬業者の方にManifestoを交付するというのは、非現実的だということがありました。

そこで、携帯電話を使って、遠隔的に承認(電子Manifestoの登録)し排出するというモデル事業を行わせていただきました。この事業の一環で、(株)イーリバースドットコム of ASP の仕組みの開発に協力していただきました。産業廃棄物の引渡しと同時に交付する紙Manifestoと違い、電子Manifestoでは事務所でパソコンを使って登録するため、入力し忘れる處があります。「確実に引渡しと同時に承認する」ASP の仕組みと従来の紙Manifestoを電子化・管理する社内 ASP の仕組みと併せて、電子化によって業務を簡素化しようという流れになり、導入が進んでいきました。

効果としては、紙でやっていたことの取りまとめが簡単になるようになって、業務が非常に簡素化されました。環境報告書における環境のデータの整理、行政報告、過去の実績データの調査に多大な貢献をしています。

普及につきましては、3年間の中期計画に沿って、一昨年度の目標値 85%に対して 85%、昨年度が 90%に対して 89%です。来年は 95%の目標値で進んでいますが、地方の普及率が進んでいません。これが課題となっており、土木建築の本部と打合せ、原因の調査と対策について検討しているところです。

社内教育としては、紙マニフェストと電子マニフェスト、両方とも行っています。早いうちに電子化1本にして、教育などの社内体系も取りまとめなければいけないと思っています。次第に推移するのではなく、何かいい方法で一気にできないかということも検討しています。

～システムの内製化によりコンプライアンスが向上。 独自システムによる教育負担が課題～



名知氏: 業界各社が進んだところを、石橋をたたいて渡るといったような弊社の社風もございまして、電子マニフェストにおいても弊社は約 5 年遅れて、平成 20 年から導入しました。ただ、紙マニフェストのデータ化は社内システムとして平成 12 年から行っていました。ASPと弊社のシステムを連携して、従来の紙マニフェストに電子マニフェストを追加するような形で、EDI 方式で JWNET にデータを送りました。さらに、作業所における建設副産物の計画、処理業者のデータ、委託契約、支払いなども含めて、総合的な副産物の管理システムができないかということで、平成 25 年から建設副産物管理システム「新 Kan たす」を内製化し、JWNET と直接 EDI 方式で連携し運用しています。

平成 25 年に直接 EDI 方式で連携を始めたときの社内普及率は、70%でしたが、この 5 年間で 94%まで普及することができました。その要因のひとつとして JW センターに相談し、普及できない地域で処理業者の方への勉強会を行っていただくことで、処理業者さんが電子マニフェストへの加入が促進され、その結果として弊社のシステムを利用していただくことができ、普及率が上がった点があげられます。

システムの内製化ということで、処理業者データを一括管

理し、社内共通するために、許可証、ドライバー、車両情報、処分場情報のデータを登録しています。契約書もシステムで作成しています。その際は、必ず処理業者のデータが最新でないと契約書を作成することができず、弊社のシステムから電子マニフェストが登録できないため、社内的にはコンプライアンスを守るのにちょうどよかったのではないかと考えています。

現在の課題は、弊社独自のシステムなので、新規の処理業者さんに入っていただく際には使い方を勉強していただかないといけません。社内教育も含めて、同じように支店の担当者が、その都度、教育などを行っている状況です。

全社的には電子マニフェストが普及したおかげで、社内の管理がとても楽になったという意見が多いので、さらに進めていきたいと思っています。弊社も、電子マニフェストを導入していない地域があるので、どのように対応していくのか、が課題かと思っています。

～時間をコストに置き換えて見える化。 仲間を増やし、さらなる普及へアイデアを模索～



野添氏: 電子マニフェストに至るまでは、紙マニフェストの担当者として、年間 10 万枚発行していました。これを管理するには、とても時間と手間がかかるため、簡素化できないかということばかりを考えていました。

その頃に、大成建設の方が電子マニフェストの話をされて、これはいいものがあると、すぐに飛び付きました。

飛び付いたのはいいのですが、どうしたら電子マニフェスト導入を会社に取り入れてくれるのか不安でした。当時、社内では、電子マニフェスト自体を知らない方ばかりなので、最初は全く聞かずに持ってくれませんでした。そこでひらめいたのがコストです。時間をコストに置き換えて提案すると、上の方に理解していただき、始めていいということになりました。しかしながら現場サイドは、初めて導入するものに関しては拒絶反応を示すものです。今までやってきた紙のほうが目前にあるものに記入するので、分かりやすく、電子では、

携帯電話やパソコン上で登録するので、なかなか馴染めないということがありました。何回も繰り返し行っているうちに、現場サイドも非常に「これはいい」ということになりました。例えば役所工事のときに、発注者が紙マニフェストのコピーを全部くださいということがあります。土木の現場だと何万枚とあり、それを毎日コピーして管理することになりますが、電子だと、CD1枚を発注者に渡すだけです。電子マニフェストは管理レベルが高く、廃掃法をまさにクリアできる最高のものだと感じています。弊社はISOを取得しているものですから、法律をしっかり順守することに着目して、進めています。

導入効果としては、現場の声が非常に良いということがあります。ただし、地方に行くと、なかなかその良さが現場サイドに伝わらず非常に悩むところで、課題になっています。どのようにして伝えればいいのかを日々、考えながら進めています。そこで取り組んでいるのが、「同じ目的を持つ仲間を増やす」ということです。中堅の建設各社のかたがたを引き入れて、電子マニフェスト推進会議を年に数回行っています。どうしたら広めることができるかをみんなで悩んで、いいアイデアがないかを模索しながら進めていこうかと思っています。

昨年から目標に掲げているのは、ホップ、ステップ、ジャンプという三つです。これは使用率(普及率)です。昨年のホップの実績は85%使用率を達成しました。今期ステップは、90%の使用率で、ジャンプの年は100%という目標を掲げています。

課題としては、法律により3日以内に電子マニフェストを登録しなければならないということがあります。月曜日になると、「早く登録してください!」というメールがたくさん届き、さすがに毎週それを見ていると、3日以内というのは何とかならないかという思いがあります。使用率がアップすればするほど、この課題は増えていきますので、そこを頭に置きながら今後も取り組んでいこうかと思っています。

鶴島:次に、排出事業者側とは異なった視点で、処理業者の方にもお話を伺っていきたいと思います。それでは、大出様、よろしくお願ひします。

～紙と電子の実務の煩雑とマニフェスト登録の遅延等に苦慮。働き方改革も視野に入れて取り組む～

大出氏:弊社では、電子マニフェストが約20年前に始まったときに、取りあえず加入し、その後、ゼネコン3社が始めるということで、それに併せるという形で電子マニフェストの使用が始まっていったという経緯があります。



排出事業者さんが利用しているシステムに併せて、弊社の運用も切り替えて行っています。その結果、直近のもので、電子マニフェスト普及率は一次マニフェスト89%、二次マニフェスト92%になります。これは、弊社が普及させたというより、弊社を使っているお客さんが運用されてきたということの積み上げです。弊社の努力としてできることは、弊社が排出事業者の立場となる二次マニフェストに係る処理業者の方への働きかけになります。普及率は上がっていますが、結局、紙と並行している限り、実務としては両方行わなければならないということが課題になっております。

それから、電子マニフェストの普及の高まりに伴って、電子マニフェストの登録の仕方やASPのシステムの使い方を、弊社の配車センターに問い合わせいただくことがかなり多くなっています。また、排出事業者さんの未登録もしくは誤登録あるいは解釈違いから訂正をしなければならないというものが相当数出てきております。そういったものが、なかなか処理されないということがあります。こちらからお願いして、最後は排出事業者さんの操作でデータが変わるというのですが、なかなか応じてもらえないという実態があります。登録の遅さということでは、ASP系は3日以内に登録されているマニフェストが大部分ですが、ASPを利用しないJWNETのWeb方式のみ利用している排出事業者さんの登録は約1週間から10日かかります。場合によっては、自社の内部システムでE票が全て付いているけれど、電子マニフェストの番号がないので終了報告できないという矛盾が生じています。JWNETのデータより、社内のデータのほうが廃棄物の管理ができているということがあります。そこは元

請けさんに対する啓蒙が進んでいけばいいのではないかと思います。

電子マニフェストの普及について、元請けさんに建設業向けの ASP などを使って電子マニフェストを入れてもらいますが、なかなか 100%にはなりません。例えばイレギュラーで出た廃棄物をいつもとは違う運搬先へ委託するときは、電子マニフェストの設定が追いつかないから紙を使うお客さんもまだいらっしゃいます。ですから、基本的な操作の仕方、例えば経路が違って電子マニフェストは十分対応できるといったことを大きく発信していただくと A 建設は全て電子マニフェスト、B 建設は全て建設業向けの ASP を通しての運用といったように、社内周知もしやすくなります。A 処分場は建設業向けの ASP で、B 処分場は紙といったことをドライバーに周知するのはかなり限界があります。働き方改革として、余計なことはなるべくストレスなく伝えて教えてあげられるということが大事かと思えます。

～独自にASPの仕組みを構築し、顧客のニーズに対応～



森野氏：弊社は、廃棄物の収集運搬、処理、処分をトータルで行っている会社です。導入については、この制度ができたのと同時期に申し込をさせていただいております。処理業者でありますので、やはり受け身という

形で、実際の運用は、非常に緩やかな形でスタートしました。

当時、電子という単語に対して、弊社内でも非常にアレルギー反応がありました。私自身マニフェストの返送業務もしておりましたが、モデムの設定、パソコンでの操作自体で既に拒絶反応がありました。

ひとつの転機は、大手製造業グループが独自の産業廃棄物管理システムをグループ内で利用されるということがありました。その運用スタートに参加させていただいて、そこから電子マニフェストの仕組みが社内的にも理解されだしてきたのではないかと思います。そして、建設業向けの ASP のシステムで、電子マニフェストを利用するところが一番大きな転換だったと思います。

弊社は、電子マニフェストについて名称「DINS サポートシステム」という、独自に ASP の仕組みを構築しました。このシステムは契約情報から、その後の電子マニフェストの登録、終了報告の管理、支払い関係といったものや、許可期限や報告期限についても、一部アラートが出るような仕組みなど関連するものを一元的に見ることができます。お客さまからお問い合わせを受けて、何か提案できるものはないのかというところで開発をし、現在、一部のお客さまにご利用いただいております。

弊社グループは基本的には関西が主な商圏となっております。電子マニフェストの普及率について、受け身としてのデータになりますが、全体の 4 割程度で現在進んでいるという実態です。

運用については、顧客のニーズによりいろいろな方法があり、きめ細やかに対応していかなければなりませんので、担当者にとっては負担が大きい部分があります。やはり、3 日以内ルールが一番大きな負担になるかと思えます。弊社内でも、3 日ルールが守れないような状況のものについては、アラートを出して、「期限が迫っています。早く報告しましょう」という啓蒙ができる形の仕組みをとっています。それでも、顧客自身の登録がないと、どうしようもないという点があり、皆さんと同様の問題点があります。

また、排出事業者の方が利用する ASP のシステムごとに個別に対応していかなければならないというのも非常に手間がかかり、ある程度システムがまとまってくれば、業務の効率化も上がってくるのではないかと思います。

鶴島：ASP システム機能により業務の簡素化が図れた一方で、排出事業者に合わせて ASP ごとの対応をしなければいけないことが非常に課題になっているということがよく分かりました。また、皆さま、共通で課題に挙げられた排出から登録までの期間を 3 日とした、3 日ルールは、法的措置がと



られたところで、土日祝日を含めず3日とする改正が来年の4月施行予定です。



大塚氏：オブザーバーからの発言で恐縮ですが、廃棄物処理法に抵触した場合、行政処分の対象となり罰則が発生することを皆さんはどの位意識していらっしゃいますでしょうか。

葛西センター長：行政の立場から見ると、電子マニフェストは常に監視することができます。電子マニフェストは透明化されているということが、まさしく良い点だと思います。一方で、紙はリアルタイムで行政が追うことはできません。何かトラブルがあったときに、外に出て顕在化します。そのときには、きちんとした形をとっていないと、そこだけ見て処罰もしやすいという傾向があるかと思えます。

大塚氏：電子マニフェストで予約登録という形で、本登録が行われないまま、処理へと進んでしまうときもあります。高俊興業さんもそれについて問題だと言われていたと思いますが、弊社も実は担当者が、本登録してくださいとお願いの連絡を入れている状況です。排出事業者さんからすると、そこは放っておいてくださいということがあるのかもしれませんが、処理業者としては法律違反に問われるのではないのかと懸念しておりますので、排出事業者と処理業者の役割分担というのを明確にする必要があると思います。

大竹氏：数年前に弊社も予約だけで本登録されていないマニフェストが問題になりました。同業他社に同じ質問をしたところ、相当数の未登録があるのではとことでした。システムのいいますか、運用上、大きな問題だと感じています。

鶴島：ありがとうございます。では、二つ目の電子マニフェストの利活用状況等についてお伺いしたいと思います。例えば行政報告での活用、社内の経営判断のためのデータ提供など、事例がございましたら、お聞かせいただければと思います。それでは、大竹様からお願いします。

テーマ2 電子マニフェストの利活用状況等

～電子、紙ともに電子データ化し、未交付の防止に～

大竹氏：先ほどと重複しますが、社内のASPシステムを業界で最初に作りました。電子マニフェスト、紙マニフェストというのではなく、電子データとして情報を活用するというのが大事ではないかと考えています。紙マニフェストについても、報告期限をアラートなどにして、社内的に確認できるような仕掛けでスタートしています。ASPとの連携については、未交付がないように、現場できちんと発行できるようにという機能を重視し、イーリバースのシステムの普及に従って、弊社も電子マニフェストが普及してきたという状況です。イーリバースの収集運搬があることが前提で、「現場の職員が楽にならないと意味がないので、それを前提に電子マニフェストを普及しましょう」という流れで推進してきました。今、スマホをはじめ非常にIT機器の機能が進化しました。もっとJWNETの機能を強化していただいて、社内のシステムとデータ関係していきたいと考えています。

廃棄物の情報ですが、物流の情報でもあり、商流の情報でもあります。移動の情報はCO2の情報でもあります。これから環境情報といった意味で広くデータ関係していただけたら良いのではと考えています。

移動距離は契約書に記載いただき、CO2排出量のデータとして使わせていただいています。ただ、あくまでも概算で、実際どれだけ動いているか、合積みがあるかないかといったものは無視した情報になっています。今後、CO2の排出などは、各セクターで把握をしていかなければなりません。逆に処理業界からトン当たりの排出量原単位などを教えていただいて、業界として整合する形にしていくのがいいのではないかと考えています。

行政報告としては、多量排出業者に該当するので報告事項がいろいろあります。これも、社内だけではうまく作れません。行政も電子化を進めているので、環境情報を一元化し、バックオフィスでうまく連携し、情報提供していただけたらと思っています。

～処理業者が入力した情報や施設見学情報を 支店間で共有～

名知氏：弊社のシステム「新 Kan たす」は、日々、処理業者の方とデータのやり取りをしているので運用がスムーズです。そのため、データを活用して、行政に多量排出報告（多量排出事業者の計画・実施状況報告）などをするといったことは、そのバックボーンがあるからです。先ほどお話しした通り、契約書作成も本システムで行っています。産業廃棄物管理票交付等状況報告は、紙のマニフェスト情報もデータ化しているので自動作成しています。

ただ、行政ごとに報告様式が違うので、様式ごとに調整の必要があり、できれば、行政の様式が統一されたらと思っています。

それから、処理業者のデータを一括管理しているため、例えば大栄環境さんのように地域を広く委託している場合、弊社では、大栄環境さんが入力してデータを支店間の担当者が共有して使えるという利点があります。大栄環境さんの処理施設を視察しに行ったときに、施設情報の確認はどのように行っているのか、他の支店や作業所の方が共有して見ることができます。また、契約書を作成するにあたって、処理業者の年間契約量や委託量といった委託関連データが、私たちスタッフ部門でもすぐに分かることができます。

～行政報告に向けての活用から、 働き方改革の一環としてのコスト削減へ～

野添氏：行政報告に向けてのデータの活用ということで、1000 t以上の多量排出報告については、データを落とし込めば、報告書ができる仕組みをASPに作っていただきました。紙マニフェストについても、データをシステムに送り、それを合わせて多量排出報告書を作っています。通常1、2週間かかるところが、10分の1ほどの時間で報告書を作成することができます。現在、働き方改革の一環として、いか



にコストが削減できるかということもASPと新しいシステムを作っていく方向で取り組んでいるところです。

鶴島：ありがとうございます。それでは、処理業者側の視点から、お願いいたします。

～社内データを提供し、顧客の要望に対応～

大出氏：弊社は、4社ないし5社のASPのシステムを使用しているので、これらのデータを自社システムに取り入れた後、初めて活用することができます。ただ、その中で社内システムのデータとJWNET、どちらが優先かという点、どうしても社内のデータになってしまうことがあります。ひとえに登録遅れ、登録されないまま残っているもの、もしくはJWNETのデータをそのまま持ってくると誤登録された、社内の実績として集計するわけにはいかないということがあります。そのため、社内とJWNETのデータをシンクロさせることに、かなりの手間をかけている実態があります。

活用方法については、先ほども多量排出報告の話がありましたが、要請があれば社内データをそのままお客さんに提供しています。ただ、行政ごとに中身が微妙に違う所、集計の基準の違う所は、自社システムを使っている、毎年、春先になると悩ましい課題です。

JWNETが充実していただければ、いろいろなプラットフォームに分かれていなくて済んだというのは、いつも思っています。

～JWNETを介した行政報告を望む～

森野氏：弊社も全く同じ状況です。行政報告については、自社内のシステムありきという形になります。自社内の仕組みの中でマニフェストについては、電子、紙、両方とも持っています。そちらで活用しているという形です。

行政報告については、排出事業者だけでなく収集運搬業者、処分業者もJWNETを介して、データの報告が各行政にできることが非常に望ましいのではないかと感じています。特に各行政で報告の様式が違うということが、非常に負担になっています。電子も紙も境目がなく、JWNETの仕組みに情報をアップすれば、各行政の様式にとらわれず報告ができるというのが望ましい形ではないかと思っています。

鶴島：ありがとうございます。ここからは自由にご発言いただ

ければと思いますが、一例としてトピックを挙げますと、電子契約がこれから着目されてくると思います。これについての皆さまのスタンス、今後の方向性などはいかがでしょう。

テーマ3 今後の展望と電子マニフェストに対する要望

～各種の情報・システムの集約、プラットフォームづくりへの期待～

野添氏：弊社は、先駆けて電子契約に取り組みました。電子契約の非常に良いところは、委託期間内に電子マニフェストが発行され、委託期間が切れたら発行されないという仕組みが構築できることです。なおかつ、委託期間が切れそうになる1カ月前に、委託期限が切れるので更新するかなどといったメールが届きます。電子契約は管理レベルが非常に高く、首都圏だと100%近くなってきています。

電子契約を実施してみたら、スピードが速いです。現場で、ごみを出したいけれど、未だ契約をしていないということがあります。契約するとすると誰かが契約書を持って、現場に行くなど持ち回りをしないといけません。それが電子契約だとももの数分で対応することができ、契約が締結した瞬間に、電子マニフェストを登録することができるようになります。この連動がメリットです。

大竹氏：私どもは、少し様子見をしているところです。もともと電子マニフェストを始めたときも、電子契約と組み合わせ、いかに小口の巡回回収を効率化するかということから入っていきました。結局、何のためにするのかということが重要です。例えば、許可情報などの管理も重要なポイントになっていると思います。行政情報がきちんと整備されて、そちらとの照合ができないといけないと思っています。ただ、複数ASPのいろいろなシステムが介在し、煩雑になってきました。JWNETで基本となる情報を集約して確認できるベースを作っていただければ、みんな上手に活用できるのではないかと思います。その道筋を示していただけると、どんなASPを使っても、迷いなくできるのではないかと考えています。

名知氏：弊社では、2年前から社外の電子承認システムを使い、電子契約を開始しています。既にデータ登録されている処理業者から選んで契約書を作成し、そのままPDFデー

タにした契約書をメールで処理業者さんに送信します。社外システムを介して、処理業者さん側で承認し、弊社も承認した時点で電子承認をしたという形になります。承認したPDFのデータで、処理業者さんと「新 Kan たす」上で契約書を共有しています。ある地域では、電子承認システムを使うことで、遠隔地でもその日のうちに契約することができ、マニフェストが次の日から発行できるようになりました。

ところで、今後の要望は二つあります。一つは、処理業者のデータ整備についてJWNETで最新情報が管理されるのであれば、活用したいです。二つ目は、紙マニフェストを含めた建設副産物関連の全てのデータが、JWNETに集約することができるようになったら、行政報告等の作業が全て移管され、私たちににとっての働き方改革になるかと思っています。

大竹氏：建設業界は少し特殊です。製造工場などは一定の場所にあるため、ずっと同じ処理業者さんと取引すればいいので、電子化に適しています。しかし、建設は現場がいろいろな所を移動するので、新しい現場で、新しい処理業者さんとお付き合いをするケースが多くあります。その処理業者が良いのか悪いのかということが一番重要な情報になります。

野添氏：処理業の許可を得るときに優良認定（優良産廃処理業者認定制度）というものがあります。処理業者さんは、レベルアップするという意味合いで、優良認定というのをどう活用していくかということがあります。優良認定を取っている方は情報公開していると思うし、業績もいいということです。もっと処理業者さんは優良認定取得にチャレンジしてほしいと思います。優良認定があるのとないのとが、どれだけ違うかというのをアピールしたほうがいいと思います。優良認定を取っている、だからこそ、管理に問題ないと思います。

大塚氏：優良認定ということでは、別団体が管理している優良産廃ネット（優良産廃処理業者ナビゲーションシステ



ム)とJWNETの情報が現在は分離されていますが、情報共有(連携)していただけたら、もっと素晴らしいシステムができると思います。つまり、許可情報やいろいろな情報を共有し、行政の許認可情報において電子契約で許可があるかどうかなど、いろいろとコンプライアンスチェックができるようになりますし、電子契約から電子マニフェストへと全て繋がりを持った仕組みを構築することができるようになると思います。

ASPのシステムがこれから電子マニフェストも、電子契約も間違いなく多く開発・利用されていくのは目に見えていますし、排出事業者さんに喜ばれ、実際に今、改善されて素晴らしい結果が出ているので、それはいいことだと思います。ただ、ASP業者ごとに様々なシステムが開発、普及していくことにより、処理業者側としてはASP業者各社ごとに対応していかなければならなくなり、便利になるどころか業務負担が多くなってしまいう可能性があります。これを今後どうすればいいのかとなったときに、JWNETで取りまとめていただけるような期待をしています。なぜなら、一民間企業では取り扱うことができないビッグデータになるからです。JWNET、または環境省なのか、この情報を一括管理していただくことにより、とても活用できるデータが集まりますので、業界発展のために是非ともお願いしたいと思います。



公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興
センター
Japan Industrial Waste Information Center

麻戸理事：(閉会挨拶) 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。建設業におきましては、排出事業者、処理業者、それぞれ課題がありつつも、先導的に電子マニフェストを活用

していただきました。本日いただいたご意見を踏まえまして、今後、電子マニフェストの利活用について積極的に取り組んでまいりたいと思います。今後も引き続き、よろしくお願いいたします。

鶴島：これをもちまして、座談会を終了させていただきます。ありがとうございました。

参考： JWセンターホームページ 導入・運用事例

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/case/apply/apply3.html>

■ ASPを活用して社内システムと連携

建設会社(ゼネコン)は委託先処理業者と連携し、携帯電話を活用して電子マニフェストの運用を行っています。建設工事から排出される廃プラスチック類、木くず、がれき類等の廃棄物を建設工事現場(排出事業場)から携帯電話を活用して、効率的にマニフェスト登録を行っています。建設現場から登録された情報や処理業者からの処理終了報告が、建設会社(本店・支店)の廃棄物管理システムに取り込まれるため、迅速かつ一元的に把握可能となり、事務作業が大幅に削減されます。また、処理業者も社内の請求システム等に連動することも可能で、月々の請求業務等が合理化されています。

運用の手順

